

船荷証券に関する規定等の見直しに関する中間試案に
対する意見

2023年（令和5年）5月11日
日本弁護士連合会

目次

はじめに	3
第1部 船荷証券に関する規定の見直し	
第1 電子化された船荷証券の名称	3
第2 電子船荷証券記録を発行する場面の規律等	
1 電子船荷証券記録を発行する場面の規律等	4
2 電子船荷証券記録の記録事項	6
3 「支配」概念の創設及び関連概念の定義	7
第3 電子船荷証券記録の技術的要件	
1 電子船荷証券記録の定義及び信頼性の要件以外の技術的要件	10
2 技術的要件としての信頼性の要件	11
3 電子船荷証券記録の発行の技術的要件	13
4 電子船荷証券記録の支配の移転の技術的要件	14
第4 電子船荷証券記録と船荷証券の転換	
1 船荷証券から電子船荷証券記録への転換	14
2 電子船荷証券記録から船荷証券への転換	17
第5 電子船荷証券記録の類型及び譲渡等の方式	20
第6 電子船荷証券記録の効力等に関する規律の内容	
1 規律の在り方の方向性	22
2 具体的な規律の内容	25
第7 電子船荷証券記録を支配する者に対する強制執行に関する規律の内容	35
第2部 その他の商法上の規定の見直し	
第1 海上運送状に関する規定の見直し	38
第2 複合運送証券に関する規定の見直し	38
第3 倉荷証券に関する規定の見直し	39

船荷証券に関する規定等の見直しに関する中間試案に
対する意見

2023年（令和5年）5月11日

日本弁護士連合会

本年3月31日に意見募集に付された船荷証券に関する規定等の見直しに関する中間試案（以下「本中間試案」という。）に対して、当連合会は、以下のとおり意見を述べる。

（はじめに）

【意見】

賛成する。

【理由】

船荷証券の電子化を実現することの意義（船荷証券が紙であるがゆえに生じ得る不都合を回避しつつ、貿易実務において船荷証券に期待される機能を実現し、その利用を促進するという意義）や、MLETR（電子的移転可能記録モデル法）などを参考に国際的調和がとれる内容の国内法を整備するという観点から船荷証券の電子化に関する規定を整備することについては、いずれも異論はなく、その法整備が速やかに検討されるべきである。

（第1部 船荷証券に関する規定の見直し）

（第1 電子化された船荷証券の名称）

今回の法改正で実現しようとする電子化された船荷証券の法律上の名称を「電子船荷証券記録」とする。

【意見】

賛成する。

【理由】

電子化された船荷証券については「船荷証券」そのものではなく新たな概念として法律上の名称を付すことが求められるという前提に異論はない。

また、その法律上の名称について、①船荷証券と機能的同等性を持つ電

磁的記録であることやわかりやすさの観点、②磁気的方式を認めつつ法律上の名称として「電子・・・」という用語を用いている例も少なからず存在することや電子化された船荷証券が国際的に受け入れられることが肝要であることなどを踏まえ、「電子船荷証券記録」とすることも妥当である。

(第2 電子船荷証券記録を発行する場面の規律等)

(1 電子船荷証券記録を発行する場面の規律)

1 電子船荷証券記録を発行する場面の規律

【甲案】

- ① 運送人又は船長は、船積船荷証券又は受取船荷証券の交付に代えて、荷送人又は傭船者の承諾を得て、船積みがあった旨を記録した電子船荷証券記録（以下「船積電子船荷証券記録」という。）又は受取があった旨を記録した電子船荷証券記録（以下「受取電子船荷証券記録」という。）を荷送人又は傭船者に発行することができる。
- ② 受取船荷証券の発行に代えて受取電子船荷証券記録が発行された場合には、当該受取電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該受取電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えでなければ、船積船荷証券の交付を請求することができない。
- ③ 運送人又は船長は、第1項の規定により電子船荷証券記録を発行したときは船荷証券を交付したものとみなす。
- ④ 前3項の規定は、運送品について現に海上運送状が交付されているときは、適用しない。
- ⑤ 後記2②の規定を設ける。

【乙案】

- ① 運送人又は船長は、船積船荷証券又は受取船荷証券の交付に代えて、荷送人又は傭船者の承諾を得て、船積みがあった旨を記録した電子船荷証券記録（以下「船積電子船荷証券記録」という。）又は受取があった旨を記録した電子船荷証券記録（以下「受取電子船荷証券記録」という。）を荷送人又は傭船者に発行することができる。
- ② 受取船荷証券の発行に代えて受取電子船荷証券記録が発行された場合には、運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく船積電子船荷証券記録を発行しなければなら

ない。この場合には、当該受取電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該受取電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えでなければ、船積電子船荷証券記録の発行を請求することができない。

- ③ 商法第757条第1項の規定にかかわらず、受取船荷証券の発行に代えて受取電子船荷証券記録が発行された場合には、荷送人又は傭船者は、船積船荷証券の交付の請求をすることができない。
- ④ 運送人又は船長は、第1項及び第2項の規定により電子船荷証券記録を発行したときは、船荷証券を交付したものとみなす。
- ⑤ 前4項の規定は、運送品について現に海上運送状が交付されているときは、適用しない。
- ⑥ 後記2②の規定に代えて、以下の規定を設ける。

受取電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該受取電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えに船積電子船荷証券記録の発行の請求があったときは、その受取電子船荷証券記録に船積みがあった旨を記録して、船積電子船荷証券記録の発行に代えることができる。この場合においては、商法第758条第1項第7号及び第8号に掲げる事項をも記録しなければならない。

【意見】

甲案に賛成する。

【理由】

国際海上物品運送の実態や実務は様々であることから、一律に電子船荷証券記録を発行する義務を認めるのではなく、運送人又は船長が、荷送人又は傭船者の承諾を得て発行するとすることが適切であると考え。他方、荷受人の承諾については、電子船荷証券記録の発行時点では荷受人が確定していない可能性があること、MLETRとの整合性、荷受人と荷送人との間で電子船荷証券記録の使用について決定する機会があり得ることなどから、法律上の要件とはしないことがよいものとする。

また、受取電子船荷証券記録が発行された場合の規律については、紙の受取船荷証券が発行された場合と同様の規律（受取船荷証券が発行された後に船積が行われた場合には、受取船荷証券の全部と引き換えでなければ船積船荷証券の交付を請求することができない）とすることでよいと考え

るため、甲案に賛成する。この点、乙案（運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく船積電子船荷証券記録を発行しなければならない）は、一度受取電子船荷証券記録が発行された場合には、船積み後においても、船積電子船荷証券記録を発行することが当事者の意思にかなっていることが通常であるように思われることを理由とする。しかし、実際の運用においては様々な状況が生じうるため、あえて受取電子船荷証券記録が発行された場合には船積電子船荷証券記録のみしか発行できず、紙の船積船荷証券を発行するためには電子船荷証券記録と船荷証券の転換の規律によらなければならないという制限的な規律とする必要はないと考える。

（２ 電子船荷証券記録の記録事項）

2 電子船荷証券記録の記録事項

- ① 電子船荷証券記録には、商法第758条第1項各号に掲げる事項（同項第11号に掲げる事項を除き、受取電子船荷証券記録にあつては、同項第7号及び第8号に掲げる事項を除く。）を記録しなければならない。
- ② 受取電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該受取電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えに船積船荷証券の交付の請求があったときは、その受取船荷証券記録に船積みがあった旨を記録して、船積船荷証券の作成に代えることができる。この場合においては、商法第758条第1項第7号及び第8号に掲げる事項をも記録しなければならない。

【意見】

賛成する。

【理由】

電子船荷証券記録について、船荷証券と同様の解釈が維持されることが望ましいと考えるため、基本的に船荷証券の記載事項と同様の記録事項を定めることで問題ないとする。 「作成地」についても、電子船荷証券記録においても作成地は観念できること、なるべく船荷証券と同様の規律とすべきこと、国際私法上の準拠法決定の連結点として重要な意義を有することから、電子船荷証券記録の記録事項とする点について賛成する。また、

商法758条1項11号の複数通発行を前提とした記載事項を除くことについて、電子船荷証券記録を紛失するようなことは考えにくいことや法律関係の複雑化を避けるという観点から、複数通発行を認めないことが適切であると考えるため、賛成する。

受取電子船荷証券記録が発行された場合に、船積船荷証券の交付の請求があったときは、受取船荷証券記録に船積みがあった旨を記録することで船積船荷証券の作成に替えることができる点について、既存の媒体を利用できるという観点から現行の規律と同様であるが、紙の船荷証券しか存在しない場合と異なり、電子受取船荷証券記録への追記を認めることにより紙媒体の船荷証券を発行することの請求ができなくなる。この点は、一度、荷送人又は傭船者が受取電子船荷証券記録の発行を認めた以上、問題はないものとする。

(3 「支配」概念の創設及び関連概念の定義)

(1) 「支配」概念の定義

電子船荷証券記録の「支配」という新たな概念を創設することとし、その定義として、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

「電子船荷証券記録の支配」については、「当該電子船荷証券記録を〔排他的に〕利用することができる状態」と定義する。

【乙案】

「電子船荷証券記録の支配」について、法律上は定義を設けない。

【意見】

乙案に賛成する。ただし、甲案に賛成する意見もある。

【理由】

民事基本法たる民法は、「物」を有体物に限っており（民法85条）、「占有」の対象が「物」に限定されること（同180条）は、「準占有」に関する規定の存在（同205条）からも明らかである。これらの規定ぶりから、我が国の民事法体系は、電磁的記録を「占有」の対象にすることを想定していないため、「電磁的記録の所持」概念を企図する場合、「占有」とは別概念を創設する必要性が高い。加えて、本改正の対象たる海商法分野ではMLETRとの調和が国際的に求められていることから、電子船荷証券記録に対する“possession”に相当するものとして、「支配」の概念を創設する

こと自体には賛成である。

他方、ML E T Rにおいて、“control（「支配」）”は“possession”の事実（“fact”）に対応する概念として提示されたものであるところ、英米法と大陸法の間での“possession”概念の法的位置づけに根本的対立があることを背景に、ML E T Rではそれ以上中身に立ち入ることなく、「支配」の具体的定義を各国の実体法に委ねている。したがって、日本法上、「支配」につき定義を定めないこともML E T R上許容され、そのようにしても、本改正がML E T Rと整合しないものと国際的にみられる可能性は低い。

以上を前提に検討すると、日本語及び既存の日本法に関する以下の事情から乙案が相当である。

すなわち、甲案の「利用することができる状態」という表現は、必ずしも一義的に明確とはいえず、単なる事実的利益の享受や電子船荷証券記録に対する権利を有する状態とも受け取られ得る。そうすると、「利用することができる状態」という表現は、立法において想定されていると思われる、有体物に対する「占有」における「所持」の側面、すなわち事実的支配の対応概念であるという整理のとおり理解されないおそれがある。また、仮に「支配」を「利用することができる状態」と定義した場合に、上述したとおり「利用することができる状態」という表現が多義性を有することからすれば、「利用」という概念の外延をさらに定義することが必要になり、電子船荷証券記録の枠組みを構成する概念構造がいたずらに複雑化するおそれを否定できない。

なお、法律上定義を設けない乙案を支持する立場からは、「排他的」という要件を加えるか否かは問題とならないが、仮に甲案のように定義を設ける場合は、「排他的」という語は付加すべきでないと考える。なぜならば、「支配」を「排他的利用」と置き換えた場合、「支配」が占有における所持、すなわち事実的支配の対応概念であるという定義上の力点がぼやけてしまい、例えば「支配」の主体となり得るのは直接支配している一人に限られるといった誤解をも生みかねないからである。

そうすると、必ずしも甲案に従って「支配」を定義したからと言って、電子船荷証券記録に係る法的構造が理解しやすくなるわけではなく、むしろ上記のような弊害を伴うおそれが否めない。他方で、本改正がML E T Rに準拠していることは明らかであるから、電子船荷証券記録の「支配」が、占有における所持、すなわち事実的支配の対応概念であると解釈する

ことにさしたる困難はない。そもそも、民法における有体物の「占有」についても、「所持」は定義されずにいるところ、「支配」についても電子船荷証券記録に対する事実的支配を指す言葉であることは、一般人の語感に照らして自然に理解できるものといえるから、本改正において法律をもって「支配」の定義を設ける必要性は高いとはいえない。

したがって、定義することには弊害が大きい一方、端的に「支配」概念のみを用いることとし、その中身は解釈に任せても弊害は少ないといえることから、乙案が相当である。

(2) 「電子船荷証券記録の発行」の定義について

電子船荷証券記録の発行については、「電子船荷証券記録を作成し、当該電子船荷証券記録の支配が荷送人又は備船者に〔排他的に〕属することとなる措置と定義する。

(3) 「電子船荷証券記録の支配の移転」の定義について

電子船荷証券記録の支配の移転については、「電子船荷証券記録の支配を他の者に移転する措置であって、当該他の者に当該電子船荷証券記録の支配が〔移転／排他的に属〕した時点で、当該電子船荷証券記録の支配を移転したものが当該電子船荷証券記録の支配を失うもの」と定義する

【意見】

賛成する。〔排他的に〕という文言の追加には賛成しない。ただし、追加に賛成する意見もある。

【理由】

「支配」は、電磁的記録である電子船荷証券記録における事実的支配であって、占有における所持の対応概念であるところ、改正提案は、これを発行する局面、移転する局面につき、それぞれ誤解を生むことなく適切に表現したものといえる。

もともと、排他的という要件を加えた場合、上記同様に、「支配」が占有における所持、すなわち事実的支配の対応概念であるという側面がわかりにくくなり、例えば「支配」の主体となり得るのは一人だけであるという誤解をも生みかねない。

したがって、〔排他的に〕という文言を追加しない限りで、改正提案に賛成する。

(第3 電子船荷証券記録の技術的要件)

1 電子船荷証券記録の定義及び信頼性の要件以外の技術的要件

電子船荷証券記録については、次のように定義及び技術的要件（信頼性の要件を除く。）を定める。

「電子船荷証券記録」とは、商法第●条（注：前記第2の1の規定）の規定により発行される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報の処理に供されるものをいう。）であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- 一 電子船荷証券記録上の権利を有することを証する唯一の記録として特定されたもの
- 二 電子船荷証券記録の支配をすることができるものであって、その支配をする者を特定することができるもの（注）
- 三 商法第●条（注：前記第2の3(3)の規定）に規定する電子船荷証券記録の支配の移転をすることができるもの
- 四 通信、保存及び表示の通常のプロセスにおいて生ずる変更を除き、電子船荷証券記録に記録された情報を保存することができるもの
（注）前記第2の3(1)において甲案をとる場合には、「商法第●条に規定する電子船荷証券記録の支配を（略）」と規律することとなる。

【意見】

賛成する。

【理由】

まず、将来の技術の進展や実務運用の変動の可能性を考慮すると、電子船荷証券記録の対象を特定の記録媒体に限定するような規律は適当ではなく、技術的中立性の観点から提案のとおり一般的な要件で電子船荷証券記録の媒体である「電磁的記録」を定義すべきである。また、船荷証券の性質上、国際的な利用が想定されるものであることや、分散型台帳技術の利用などにより「記録機関」が存在しない事例が登場する可能性もあることから、認証・登録等のライセンスを求めるなど、電子船荷証券記録の記録機関となる主体を限定することは避けるべきである。その上で、電子船荷証券記録の一般的な合理性・信頼性を確保し、かつ、MLETRとの整

合性を満たすようにするため、電子船荷証券記録として必要最低限、備えるべき性質として一～四の要件を定めることに賛成する。

2 技術的要件としての信頼性の要件

電子船荷証券記録の技術的要件としての信頼性の要件については、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

電子船荷証券記録に関して、一般的な信頼性の要件を明示的に定めることはしない。

【乙案】

電子船荷証券記録の技術的要件として、一般的な信頼性の要件をその有効要件として明示的に定める（注）。

（注）例えば、以下のような規定を設けることが考えられる。

電子船荷証券記録の発行、電子船荷証券記録の支配の移転、電子船荷証券記録に対する電子裏書、第●条、第●条及び第●条（注：前記第2の1第2項、前記第2の2第2項、後記第4の2の甲案及び乙案の第1項、後記第6の2(6)等）に定める電子船荷証券記録の消去その他当該受取電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置、第●条（注：後記第6の2(15)）に定める電子船荷証券記録に記載された事項の提示は、信頼性のある手法が用いられなければならない。

【丙案】

電子船荷証券記録の技術的要件として、一般的な信頼性の要件をその有効要件として定めることはしないが、一般的な信頼性の要件について、例えば、次のような規定を設ける。

電子船荷証券記録を発行する者、電子船荷証券記録に記録する者、電子船荷証券記録の支配を移転する者その他電子船荷証券記録に関する行為をする者は、〔法務省令で定める事項（注）を考慮し、〕信頼性のある手法を用い〔るように努め〕なければならない。

（注）法務省令を定める場合には、次のような内容を規定することを想定している。

商法第●条に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 電子船荷証券記録の利用に関する全ての規程の有無及び内容
- 二 電子船荷証券記録に記録された情報の完全性を確保するための方法
- 三 電子船荷証券記録への権限のない利用及び接続を防止するための方法
- 四 電子船荷証券記録に用いられるハードウェア及びソフトウェアの安全性
- 五 電子船荷証券記録に関するシステムの提供者から独立した機関による電子船荷証券記録に関するシステムに対する監査の有無、範囲及び周期性
- 六 監督機関又は規制当局によってなされる電子船荷証券記録の信頼性に対する評価の有無及び内容
- 七 電子船荷証券記録に関連する業界の標準的な取扱い

【意見】

丙案に賛成する。ただし、〔るように努め〕は削除すべきである。

【理由】

乙案については、一般的な信頼性を電子船荷証券記録の有効要件とすると、当事者間で一定の電磁的記録を電子船荷証券記録として利用することを合意しておきながら、後日、電磁的記録のシステムに「信頼性」が備わっていないことを理由に電子船荷証券記録の効力を否定することを認めることになる。そのため、不必要に電子船荷証券記録の法的安定性を弱めることとなり、かつ、不要な紛争を招くことになりかねず妥当ではない。

他方、甲案では、信頼性が求められることが条文に現れなくなり、信頼性の要件を明示的に求めるMLETRとの整合性に疑義が生じるおそれがある。

そのため、条文上、信頼性の必要性に言及しつつ、有効要件とまでは位置づけられない折衷的な丙案が妥当であると考えられる。この点、信頼性のある手法を用いる（努力）義務に違反した場合の効果が不明確であることが丙案の難点ではあるが、上記1の各要件の解釈指針の規定と位置づけることも可能であり、相対的に甲案・乙案よりも妥当な提案であると考えられる。

また、丙案につき、規定の例が示されているが、信頼性を有効要件としないならば、努力義務であることを重ねて明示する必要はなく、〔るように努め〕は削除すべきと考える。

3 電子船荷証券記録の発行の技術的要件

前記第2の3(2)の「電子船荷証券記録の発行」の定義を前提として、電子船荷証券記録の発行の技術的要件について、次のように定める。

「電子船荷証券記録の発行」とは、法務省令で定める方法（注）により、電子船荷証券記録を作成し、当該電子船荷証券記録の支配が荷送人又は備船者に〔排他的に〕属することとなる措置をいう。

（注）法務省令として、次のような内容を規定することを想定している。ただし、「電子署名」に関しては、これを要件としないことや、電子署名を行った者の識別可能性とその者の意思を示すために信頼できる手法が用いられていることのみを定めることも考えられる。

1 商法第●条に規定する法務省令で定める方法は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- 一 電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であること
- 二 電子船荷証券記録を発行する者が電子署名をするものであること

2 前項第2号に規定する「電子署名」とは、電子船荷証券記録に記録された情報について行われる措置であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること

【意見】

賛成する。なお、発行者による電子署名については要件とすべきである。

【理由】

将来の技術の進展や実務運用の変動の可能性も考慮して、柔軟に対応できるよう、電子船荷証券記録の発行の具体的な方法について法務省令に委任することに賛成する。また、法的安定性・明確性を高める観点からは、他の法令の概念と平仄をとって規律を定めることが望ましく、商法571条2項が定める「電磁的方法」や電子署名及び認証業務に関する法律2条に定める「電子署名」に倣った概念により規定を設けることが妥当であると考える。なお、電子船荷証券記録の「発行者」が発行を行う意思を有して

いることを明確にする観点や、発行者がペーパーカンパニーである場合に代表者の署名が実質的な帰属主体の手懸かりとなる観点などから、発行者による電子署名を要件とすべきと考えるが、その場合の電子署名は緩やかな要件により認められるべきであり、認定認証事業者からの認証などの要式を求めるべきではない。

4 電子船荷証券記録の支配の移転の技術的要件

前記第2の3(3)の「電子船荷証券記録の支配の移転」の定義を前提として、電子船荷証券記録の支配の移転の技術的要件について、次のように定める。

「電子船荷証券記録の支配の移転」とは、法務省令で定める方法（注）により、電子船荷証券記録の支配を他の者に移転する措置であって、当該他の者に当該電子船荷証券記録の支配が〔移転／排他的に属〕した時点で、当該電子船荷証券記録の支配を移転した者が当該電子船荷証券記録の支配を失うものをいう。

（注）法務省令として、次のような内容を規定することを想定している。

商法第●条に規定する法務省令で定める方法は、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。

【意見】

賛成する。

【理由】

発行の技術的要件と同様、将来の技術の進展や実務運用の変動の可能性も考慮して、柔軟に対応できるよう、電子船荷証券記録の移転の具体的な方法について法務省令に委任することに賛成する。

（第4 電子船荷証券記録と船荷証券の転換）

（1 船荷証券から電子船荷証券記録への転換）

① 船荷証券が交付された場合には、当該船荷証券を交付した運送人又は船長は、当該船荷証券の所持人（注1）の承諾を得て、当該船荷証券（数通の船荷証券が交付された場合にあつては、その全部）と引換えに、電子船荷証券記録を発行することができる。この場合において、当該電子船荷証券記録には、一定の事項（注2）が記録されなければならない。

② 前項の規定により電子船荷証券記録が発行された場合における商法第●条第●項（注3）の規定の適用については、当該電子船荷証券記録を支配する者は、当該電子船荷証券記録の発行を受けた者が電子裏書の連続によりその権利を有したことを証明したものとみなす。

（注1）「当該船荷証券の所持人」の後に括弧書きを設けて一定の限定をすることが考えられるところ、括弧書きの内容については、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】当該船荷証券上の権利を適法に有する者に限る。

【B案】当該船荷証券が、裏書によって、譲渡し、又は質権の目的とすることができるものである場合にあっては、裏書の連続によりその権利を証明した者（裏書がされる前であるときは、荷送人）に限る。

（注2）一定の事項については、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】次の①から④までの事項の全部又は一部とする。（一部とする場合には、例えば、①のみとする、①及び②とする、①及び④とするといったように、複数の考え方がある。）

① 商法第758条第1項各号に掲げる事項（同項第11号に掲げる事項を除く。）に関して当該船荷証券の記載と同一の内容

② 当該船荷証券に代えて発行されたものであること

③ 当該船荷証券に代えて当該電子船荷証券記録の発行を受けた者の氏名又は名称

④ 当該船荷証券が記名式であって裏書を禁止する旨の記載がある場合においては電子裏書を禁止すること

【B案】単に「当該船荷証券の記載と同一の内容」とする。

（注3）後記第6の2(10)の第1項の規定を想定している。

【意見】

賛成する。また、注1については、B案に賛成する。注2については、記録事項として明記する必要性及び法定記録事項を増やすことでかえって転換の効力を否定することに繋がるのではないかという懸念等も考慮していずれの案に立つべきか（A案に立つ場合には、どの範囲の事項を記録事項とすべきか）、さらに検討すべきである。

【理由】

1 第1項の規律を設けることについて

まず、現実にも紙の船荷証券と電子船荷証券記録との間で媒体の変換を行う必要が生じる可能性があること及び国際動向を踏まえると、転換に関する規律を設けるべきであり、また、船荷証券の所持人の意に反する転換が行われることのないよう当該所持人の承諾を要すること、電子船荷証券記録の発行時との平仄を考慮し、運送人又は船長に転換に応じる義務を負わせること、転換後に転換前の紙の船荷証券が流通することを避けるため、紙の船荷証券（数通の船荷証券が交付された場合にあっては、その全部）と引換えとすること、転換に際して新たに発行される電子的船荷証券記録は、転換前の紙の船荷証券を実質的に引き継ぐものであることを明確に一定の事項が記録されるべきことは、いずれも妥当であり、第1項の規定は妥当であると考えられる。

また、転換前の船荷証券が指図証券である場合における裏書については、転換後の電子船荷証券記録への記録を求めないものとされていることとの関係で、転換後の電子船荷証券記録からは転換前の当該船荷証券の裏書の連続を確認することができず、その結果、電子船荷証券記録について民法第520条の4に相当する規定を設ける場合の適用関係が不明瞭となることを避けるため、転換後の電子裏書の連続性のみを立証すれば、当該規定を適用して権利推定効を付与することができることとした第2項の規律は妥当であると考えられる。ただし、注2のA案③を記録事項としない場合には、第2項の規律によってもなお転換後の電子裏書の連続性の判断に困難が生じ得ることも想定され、注2のA案③を記録事項としない場合には、第2項の内容も再度検討すべきである。

2 注1の電子船荷証券記録への転換を承諾する主体となる船荷証券の所持人について

A案は、船荷証券上の権利を適法に有する者のみが転換を受ける地位にあり、単に船荷証券の所持人というだけではそのような地位にはないとするのが相当であると考えられるものである。しかし、A案では、船荷証券の所持人に対して、船荷証券上の権利を適法に有することの証明を求めることとなるが、運送人等の側からすると、船荷証券の所持人にかかる証明を求めることなく安易に転換を認め、その結果実際には船荷証券上の権利を適法に有しなかった者に電子船荷証券記録が発行された場合

には、運送人等に責任を生じることになりかねず、運送人等に過度の負担を負わせることとなる懸念があり、また、運送人等としてはかかる責任の負担を懸念して実務上も転換を認めないということにもなりかねないため、妥当ではない。

これに対し、B案は、転換が媒体の変更にすぎないという点に着目し、船荷証券の所持人であれば転換を受ける地位を有するのが相当であるが、第2項により、転換後には転換前の船荷証券の裏書の連続が問題とされなくなることから、転換前の船荷証券が指図証券型である場合には裏書の連続によりその権利を証明した者でなければ転換を受けることができない（ただし、転換前の船荷証券が指図証券型である場合において、裏書がされる前であるときは、荷送人も転換を受けることができる。）とするものであり、基本的に権利推定効の及ぶ船荷証券の所持人が転換を受ける地位にあるとすることにより、転換に関して、運送人等に過度な負担を負わせないという点で相当である。

したがって、B案が相当と考えられる。

3 注2の転換後の電子船荷証券記録の記録事項について

A案は、①ないし④の全部又は一部について転換後の電子船荷証券記録の記録事項として法文上明記するものであり、B案は、転換後の電子船荷証券記録の記録事項を、当該船荷証券の記載と「同一の内容」とするものであり、「同一の内容」については、解釈に委ねるものであるが、いずれの案に立つべきか、また、仮に、A案に立つ場合に、①ないし④のいずれを転換後の電子船荷証券記録の記録事項とすべきかについては、記録事項として明記する必要性及び法定記録事項を増やすことでかえって転換の効力を否定することに繋がるのではないかという懸念等も考慮してさらに検討をすべきである。

2 電子船荷証券記録から船荷証券への転換

電子船荷証券記録から紙の船荷証券への転換の場面の規律については、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

- ① 電子船荷証券記録が発行された場合には、当該電子船荷証券記録を発行した運送人又は船長は、当該電子船荷証券記録を支配する者（注

1) の承諾を得て、当該電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えに、船荷証券の一通又は数通を交付することができる。この場合において、当該船荷証券には、一定の事項（注2）が記載されなければならない。

- ② 前項の規定により船荷証券が交付された場合における民法第520条の4の規定の適用については、当該船荷証券の所持人は、当該船荷証券の交付を受けた者が裏書の連続によりその権利を有したことを証明したものとみなす。

（注1）「当該電子船荷証券記録を支配する者」の後に括弧書きを設けて一定の限定をすることが考えられるところ、括弧書きの内容については、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】当該電子船荷証券記録上の権利を適法に有する者に限る。

【B案】指図式の電子船荷証券記録が発行された場合にあっては、電子裏書の連続によりその権利を証明した者（電子裏書がされる前であるときは、荷送人）に限る。

（注2）一定の事項については、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】次の①から④までの事項の全部又は一部とする（一部とする場合には、例えば、①のみとする、①及び②とする、①及び④とするとといったように、複数の考え方がある。）。

① 商法第758条第1項各号に掲げる事項（同項第11号に掲げる事項を除く。）に関して当該電子船荷証券記録の記録と同一の内容

② 当該電子船荷証券記録に代えて発行されたものであること

③ 当該電子船荷証券記録に代えて当該船荷証券の交付を受けた者の氏名又は名称

④ 当該電子船荷証券記録が商法第●条第●項（注：後記5の第3項の規定を想定している。）の電子船荷証券記録である場合においては裏書を禁止すること

【B案】単に「当該電子船荷証券記録の記録と同一の内容」とする。

【乙案】

- ① 電子船荷証券記録を支配する者（注1）は、当該電子船荷証券記録

を発行した運送人又は船長に対し、当該電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えに船荷証券の一通又は数通を交付することを請求することができる。この場合において、当該船荷証券には、一定の事項（注2）が記載されなければならない。

- ② 前項の規定により船荷証券が交付された場合における民法第520条の4の規定の適用については、当該船荷証券の所持人は、当該船荷証券の交付を受けた者が裏書の連続によりその権利を有したことを証明したものとみなす。

（注1） 甲案の注1と同じ。

（注2） 甲案の注2と同じ。

【意見】

甲案に賛成する。なお、注1及び2については、「第4部1船荷証券から電子船荷証券記録への転換」における注1及び2の意見と同様である。

【理由】

乙案は、電子船荷証券記録を支配する者に対して運送人等に対する転換請求権を認め、運送人等の転換義務を認める考え方であるが、ロッテルダム・ルールズとの平仄の点、電子的船荷証券に係るシステムの利用規約に沿った運用が行われる場合はそれを尊重すべきこと、仮に、乙案を採用する場合には、運送人等は船荷証券を交付する義務を負うことになることとの関係で、転換に係る費用負担や船荷証券を転換請求者に交付するまでの危険負担等に関する対応の問題も生じ得るので、甲案による方がより簡明な規律になり得ること、MLETRにおいても転換義務までは認めていないこととの平仄からすると、甲案が妥当であると考えられる。

なお、乙案の立場からは、国際海上物品運送の実務においては、紙の船荷証券が求められる可能性があることを否定することができず、そのような場合に電子船荷証券記録を支配する者に紙の船荷証券への転換請求権が認められないということとなれば、かえって電子船荷証券記録の利用が妨げられるおそれがあるとされる。しかし、例えば、現行法の下でも船荷証券の発行後、船荷証券の所持人は、処分権（運送の中止、運送品の返還その他の処分を指図できる権利）の行使として陸揚港の変更を求めることができるところ、陸揚港の変更に伴う船荷証券の再発行も解釈上処分権行使の一環として捉えることも可能であり、かかる再発行の請求について実

務上運送人等の側でも請求に沿った対応しているものと思われる。そうであれば、電子船荷証券記録から紙の船荷証券への転換についても、解釈上処分権行使の一環として捉えることも可能であり、そのような解釈が一定の説得力をもって存在し得るのであれば、かかる転換の請求についても、運送人等は、当該請求を拒絶することにより当該解釈を前提とした責任追及を受けるリスクを回避するために、実務上当該請求に沿った対応をすることになると考えられる。そうすると、かかる転換について転換請求権（転換義務）まで認めなくとも、電子船荷証券記録の利用が妨げられることにはならないと考えられる。また、仮に、運送人等が不合理に紙の船荷証券への転換を拒むのであれば、商慣習や信義則等により、運送人等に債務不履行責任や不法行為責任が認められることもあり得るところであり、転換請求権（転換義務）まで認めなくとも、紙の船荷証券が求められる場合の対応は十分に可能であると思われる。

（第5 電子船荷証券記録の類型及び譲渡等の方式）

① 指図式の電子船荷証券記録上の権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、当該電子船荷証券記録の支配の移転及び電子裏書（電子船荷証券記録を支配する者が当該電子船荷証券記録の支配を他の者に移転する場合において、法務省令で定める方法により（注）、当該電子船荷証券記録の支配の移転をする者の氏名又は名称及び移転を受ける者の氏名又は名称を当該電子船荷証券記録に記録することをいう。以下同じ。）をすることによって、その効力を生ずる。

（注）法務省令として、以下のような内容を規定することを想定している。ただし、前記第3の3の電子船荷証券記録の発行の技術的要件と同様に、「電子署名」に関しては、これを要件としないことや、電子署名を行った者の識別可能性とその者の意思を示すために信頼できる手法が用いられていることのみを定めることも考えられる。

1 商法第●条第●項に規定する法務省令で定める方法は、次の各号の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であること

二 商法第●条第●項に定める事項の記録をする者が電子署名をするものであること

2 前項第2号に規定する「電子署名」とは、電子船荷証券記録に記録された情報について行われる措置であって、次の各号の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること

② 前項の電子船荷証券記録に該当しない電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）上の権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、当該電子船荷証券記録の支配の移転をすることによって、その効力を生ずる。

③ 記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされている電子船荷証券記録上の権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に関する方式に従い、かつ、その効力をもってのみ、することができる。

④ 電子裏書は、単純であることを要し、電子裏書に付した条件は、これを記録していないものとみなす。

⑤ 第1項の規定にかかわらず、電子裏書は、電子船荷証券記録の支配の移転を受ける者の氏名又は名称を記録しないで、又は単に当該電子船荷証券記録の支配の移転をする者の氏名若しくは名称を記録することのみをもってすることができる（以下「白地式電子裏書」という。）。

⑥ 白地式電子裏書がされたときは、電子船荷証券記録を支配する者は、次に各号に掲げる行為をすることができる。

一 自己の氏名若しくは名称又は他人の氏名若しくは名称をもって白地を補充すること

二 白地式電子裏書により、又は他人の氏名若しくは名称を表示して更に電子裏書をする事

三 白地を補充せず、かつ、電子裏書をせずに電子船荷証券記録の支配を移転することにより電子船荷証券記録上の権利を譲渡し、又はこれを目的とする質権を設定すること

⑦ 電子船荷証券記録の支配の移転を受ける者の氏名又は名称を記録せず、その支配をする者に運送品を引き渡すべき旨が付記された電子裏書は、白地式電子裏書と同一の効力を有する。

【意見】

賛成する。ただし、電子署名を電子船荷証券記録の譲渡等の効力発生要件から除外することは、慎重に検討すべきである。

【理由】

本提案は、民法上の有価証券の4類型をできる限りそのまま維持する形で類型に関する規律を設けている点及び電子的移転可能記録についての実体を変更せずに移転可能な証書又は文書との機能的同等性を実現するというMLETRの基本的な発想に親和的である点において妥当である。

ただし、①紙の船荷証券との機能的同等性の観点から、商法758条第1項が紙の船荷証券においては署名を要求している以上、電子船荷証券記録においてもその要件を維持するのが理論的に一貫すること、また、②船荷証券上の相手方当事者が海外籍のペーパーカンパニーとなる場合があり、そのような場合には、電子署名が、相手方当事者たる法人の実体把握及び署名者の本人確認のための実質的な唯一の手掛かりとなる事案が想定されるが、法人又は署名者の不存在は契約の成立に影響を及ぼす要素であることから、取引安全の観点に鑑み、電子署名自体を電子船荷証券記録の譲渡等の効力発生要件から除外することは、慎重に検討すべきと思料する。

(第6 電子船荷証券記録の効力等に関する規律)

(1 規律の在り方の方向性)

電子船荷証券記録の効力等に関する規律の在り方に関しては、次のいずれかの案によるものとする

【甲案】

紙の船荷証券に適用される商法及び民法等の規定について、包括的な準用規定を設けたり、電子船荷証券記録に適用させるために個別的に書き下したりすることはせずに、次のような規定を置くという考え方。

- ① 電子船荷証券記録は、船荷証券と同一の効力を有する。
- ② 運送人又は船長は、電子船荷証券記録を発行したときは、船荷証券を作成及び交付したものとみなす。

- ③ 電子船荷証券記録の支配をする者は、電子船荷証券記録に対して電子裏書をしたときは、船荷証券に対して裏書をしたものとみなす。
- ④ 電子船荷証券記録の記録は船荷証券の記載と、電子船荷証券記録の支配は船荷証券の占有と、電子船荷証券記録を支配する者は船荷証券の所持人と、それぞれみなす。
- ⑤ 電子船荷証券記録の支配の移転をした者は、船荷証券の交付、引渡し又は返還をしたものとみなす。
- ⑥ 電子船荷証券記録の支配をする者は、当該電子船荷証券記録に記録された事項を提示したときは、船荷証券を提示したものとみなす。

【乙案】

紙の船荷証券に適用される商法及び民法の主要な規定についての包括的な準用規定を設けつつ、読替規定を置くという考え方。ただし、この案においても、「電子船荷証券記録は、船荷証券と同一の効力を有する」旨の規定は別途設けることとする。

【丙案】

紙の船荷証券に適用される規定のうち電子船荷証券記録に適用すべきものについて、個別的に書き下すという考え方。ただし、この案においても、「電子船荷証券記録は、船荷証券と同一の効力を有する」旨の規定は別途設けることとする。

【丁案】

乙案及び丙案の折衷的な考え方として、紙の船荷証券に適用される商法の規定のうち電子船荷証券記録に適用すべきものについては、紙の船荷証券に適用される商法の規定の中に電子船荷証券記録を組み込むこととしつつ、紙の船荷証券に適用される民法の規定のうち電子船荷証券記録に適用すべきものについては、包括的な準用規定を設けつつ、読替規定を置くという考え方。この案においても、「電子船荷証券記録は、船荷証券と同一の効力を有する」旨の規定は別途設けることとする。

【意見】

丁案に賛成する。ただし、丙案に賛成する意見もある。

【理由】

甲案について、①ないし⑥を規定する場合、紙の船荷証券に適用される規定については、(1)電子船荷証券記録にも当然に適用されるものとして特に規定を設けないもの、(2)電子船荷証券記録に当然には適用されないものとして個別的に規定を設けるもの、(3)電子船荷証券記録には適用すべきではないものとして規定を設けないものに分類されることになり、(1)と(3)については、文言上明確に区別されるわけではないことから、全体としてわかりにくい規定ぶりとなる可能性が高い上に、シンプルな規定という利点も失われ、法制上の問題は大きいものと考えられる。例えば、商法764条の受戻証券性については規定が設けられていないところ、これは電子船荷証券記録にも当然に適用されるからと考えられるが、⑥において、民法520条の9（指図証券の提示と履行遅滞）に相当する規定が規定されているにもかかわらず、商法764条に相当する規定を設けないとすると、同条の適用がないという解釈もあり得ることになり混乱する。また、コモン・ローの考え方に根ざした英米法系の国とは異なり、大陸法系、制定法主義をとる我が国においては、このような規律の在り方は馴染みにくいものと考えられる。そこで、甲案には賛成しない。

乙案については、甲案と比較すると法制上の問題は大きくないものの、膨大な読替規定を置くこととなり、非常に分かりにくい条文となる可能性がある。

丙案については、電子船荷証券記録に適用される法律関係が一見して明らかになるという利点が存在する。また、このような立法姿勢は、制定法主義をとる我が国の法体系全般とも親和的であるとも考えられる。電子船荷証券記録について紙の船荷証券との機能的同等性を認めるためのアプローチという点ではMLETRと同様であり、また、“nondiscrimination”（非差別）、“functional equivalence”（機能的同等性）、“technological neutrality”（技術的中立性）といったMLETRの基本原則とも整合的であると考えられる。そこで、原則として丙案が相当と考えられるところ、紙の船荷証券に適用される民法の規定のうち電子船荷証券記録に適用すべきものについては、包括的な準用規定を別途設ける乙案と丙案の折衷的な丁案は、紙の船荷証券における民法と商法の規定の適用関係（民法の規定が一般法であり、商法の規定が特別法であるという関係）を可能な限り維持することができるという利点がある。

丁案は、民法の規定を包括準用するため、乙案ほどではないものの、分

量の多い読替規定を設けることになる不都合は否定できないが、規定内容は同趣旨であるにもかかわらず、紙の船荷証券に適用される規定は民法において規定され、電子船荷証券記録に適用される規定は商法に規定されるという問題がなく、全体の規定ぶりとしては紙の船荷証券とほぼ同様となる。

以上より、丁案が相当と考えられる。

(2 具体的な規律の内容)

電子船荷証券記録の効力等に関する規律の内容に関して、前記1の丙案を採用する場合の規律の内容は、次のとおりとする。なお、前記1の乙案又は丁案を採用して読替規定を設ける場合における読替え後の規律の内容についても、基本的には同様である。

(1) 商法第759条に相当する規定

- ① 運送人又は船長は、電子船荷証券記録を発行する場合において、商法第758条第1項第1号及び第2号に掲げる事項につき荷送人又は傭船者の書面又は電磁的方法による通知があったときは、その通知に従ってその事項を記録しなければならない。
- ② 前項の規定は、同項の通知が正確でないと思ふべき正当な理由がある場合及び当該通知が正確であることを確認する適当な方法がない場合には、適用しない。運送品の記号について、運送品又はその容器若しくは包装に航海の終了の時まで判読に堪える表示がされていない場合も、同様とする。
- ③ 荷送人又は傭船者は、運送人に対し、第1項の通知が正確でないことによって生じた損害を賠償する責任を負う。

【意見】

賛成する。

【理由】

船荷証券における運送品の数量等の記載が事実と異なり正確でないとすると荷受人は安心してそれを取得することができず船荷証券の流通性を害することもありえる。そのような問題を回避するために、運送人は荷送人又は傭船者の通知に従い運送品の数量等について記載する義務を課すとともに荷送人等にその通知の正確性につき担保責任を負わせることとしたものである。電子船荷証券記録においても、紙の船荷証券と同様に

商法第759条に相当する規律を設けることは相当と考えられる。

(2) 商法第760条に相当する規定

運送人は、電子船荷証券記録の記録が事実と異なることをもってその支配をする善意の者に対抗することができない。

【意見】

賛成する。

【理由】

船荷証券の債権的効力として文言証券性が認められている。電子船荷証券記録においても、紙の船荷証券と同様に商法第760条に相当する規律を設けることは相当と考えられる。

(3) 商法第761条に相当する規定

電子船荷証券記録の発行がされたときは、運送品に関する処分は、電子船荷証券記録によってしなければならない。

【意見】

賛成する。

【理由】

運送品の引渡しは、船荷証券を引渡すことによるほか、実際に運送品を引渡すことによってのみなし得るが、船荷証券に表彰される運送品引渡請求権を確保し、かつ、船荷証券の占有と運送品の所有権が別人に帰すことによる不都合を回避するために、船荷証券によらない運送品の処分を禁止したものであるとされる。電子船荷証券記録においても紙の船荷証券と同様に商法第761条に相当する規律を設けることは相当と考えられる。

(4) 商法第762条に相当する規定

電子船荷証券記録上の権利は、当該電子船荷証券記録が記名式であるときであっても、当該電子船荷証券記録の支配の移転及び電子裏書をすることによって、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。ただし、当該電子船荷証券記録に電子裏書を禁止する旨を記録したときは、この限りでない。

【意見】

賛成する。

【理由】

商法第762条は、裏書禁止文言のない記名式の船荷証券については、裏書によって譲渡等を行うことができることを定めるのみで、そのような船荷証券があらゆる場面で民法第520条の2以下の「指図証券」となることまでをも明示的に定めているわけではないため、紙の船荷証券と同様の規律を維持するために、電子船荷証券記録の類型及び譲渡等の方式に係る規律とは別に、商法第762条に相当する規律を設けることは相当と考えられる。

(5) 商法第763条に相当する規定

電子船荷証券記録により運送品を受け取ることができる者に電子船荷証券記録の支配を移転したときは、その移転は、運送品について行使する権利の取得に関しては、運送品の引渡しと同一の効力を有する。

【意見】

賛成する。

【理由】

民法の原則によれば、物権の設定及び移転は当事者の意思表示のみで効力を生じるが（民176条）、動産に関する物権の譲渡は、その動産の引渡しが無ければ第三者に対抗することができない（民178条）。そうすると、海上運送中の物品についても譲渡の当事者間の合意により所有権は移転するが、運送品の所有権取得を譲受人が第三者に対抗するためには、その運送品の引渡しを受けることが必要となる。この場合、その運送品について船荷証券が発行されているときは、運送品の譲受人が譲渡人から船荷証券の交付を受けることによって運送品自体の引渡しを受けたのと同様の効力を生じることとしたのである。

電子船荷証券記録についても、紙の船荷証券と同様に商法第763条に相当する規律を設けることは相当と考えられる。

(6) 商法第764条に相当する規定

電子船荷証券記録の発行がされたときは、当該電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えでなければ、運送品の引渡しを請求することができない。

【意見】

賛成する。

【理由】

電子船荷証券記録についても、紙の船荷証券と同様に商法第764条に相当する規律を設けることが相当と考えられる。商法第764条は、船荷証券のいわゆる受戻証券性を定めるものであり、運送人に対する船荷証券の引渡しに相当するものとして、運送人に対する電子船荷証券記録の支配の移転を要件とすることが考えられる。

受戻証券性として紙の船荷証券との引換えが求められている趣旨は、所持人が引渡しを請求する時点においても運送品が運送人の占有にあることにより所持人を保護するものであり、また船荷証券の占有を運送人に移し、その後運送人が二重に運送品の引渡請求を受けることを防止することにあると考えられる。そうであれば、電子船荷証券記録の支配の移転に限らず、何らかの方法で電子船荷証券記録がその後に流通又は利用されないようにする措置がとられた場合にも同様に取り扱うことは相当と考えられる。そこで、①当該電子船荷証券記録の支配の移転に加えて、②消去その他当該電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置についても含める形で規律することが相当と考えられる。

(7) 商法第765条、第766条及び第767条
電子船荷証券記録には適用しない。

【意見】

賛成する。

【理由】

商法第765条、第766条及び第767条は、船荷証券が複数通発行された場合の規律である。電子船荷証券記録について複数通発行を認めないこととするため、これらの規定は電子船荷証券記録には適用しないことは相当と考えられる。

(8) 商法第768条に相当する規定

電子船荷証券記録が発行された場合における前編第八章第二節の規定の適用については、第580条中「荷送人」とあるのは、「電子船荷証券記録を支配する者」とし、第581条、第582条第2項及び第

587条ただし書の規定は、適用しない。

【意見】

賛成する。

【理由】

商法第768条は、紙の船荷証券が発行された場合、第580条中「荷送人」とあるのは、「船荷証券の所持人」とし、第581条、第583条第2項及び第587条ただし書の規定は、適用しないと規定しているところ、電子船荷証券記録についても同様の規定を定めることは相当と考えられる。

(9) 民法第520条の2、第520条の3、第520条の13、第520条の19第1項

電子船荷証券記録の類型及び譲渡等の方式に関する規定として定める。

【意見】

賛成する。

【理由】

電子船荷証券記録の類型及び譲渡等の方式について、民法上の有価証券に係る4類型をできる限りそのまま維持する形で類型に関する規律を設けるのであれば、民法第520条の2、第520条の3、第520条の13、第520条の19第1項は当該規律において規定されることは相当と考えられる。

(10) 民法第520条の4及び第520条の14に相当する規定

① 指図式の電子船荷証券記録（商法第●条（注：前記(4)の規定）本文の規定により、電子船荷証券記録の支配の移転及び電子裏書をすることによって、当該電子船荷証券記録上の権利を譲渡し、又は質権の目的とすることができる場合における当該電子船荷証券記録を含む。）を支配する者において、電子裏書の連続によりその権利を証明するときは、その者は、当該電子船荷証券記録上の権利を適法に有するものと推定する。この場合において、抹消された電子裏書は、これを記録しなかったものとみなし、白地式電子裏書に次いで他の電子裏書があるときは、当該電子裏書を行った者は、白地式電子裏

書によって電磁的船荷証券の支配の移転を受けた者とみなす。

- ② 前項の規定は、最後の電子裏書が白地式電子裏書であるときも適用する。
- ③ 商法第●条第●条（注：前記第5の第2項の規定）に規定する電子船荷証券記録を支配する者は、当該電子船荷証券記録上の権利を適法に有するものと推定する。

【意見】

賛成する。

【理由】

指図式の電子船荷証券記録については（記名式であっても法律上指図式とされる電子船荷証券記録も含む）、指図証券に関する権利推定を定める民法第520条の4に準じて、電子裏書の連続によってその権利を証明したときに権利推定が及ぶこととし、それ以外の記名式持参人払型及び無記名型については、民法第520条の14に準じて、その支配をすることのみをもって権利推定が及ぶとすることは相当と考えられる。

紙の船荷証券にも手形法第16条第1項第2文以下の規定が（類推）適用されるという考えを前提に、電磁的船荷証券についても同様の規律を設けることは相当と考えられる。

(11) 民法第520条の5及び第520条の15に相当する規定

- ① 何らかの事由により電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）の支配を失った者（当該電子船荷証券記録上の権利を適法に有する者に限る。）は、その支配をする者に対し、当該電子船荷証券記録の支配の移転を自己に対してすることを求めることができる。
- ② 前項の規定にかかわらず、何らかの事由により電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）の支配を失った者がある場合において、その支配をする者が前条（注：前記(10)の規定）の規定によりその権利を証明するときは、その支配をする者は、当該電子船荷証券記録の支配の移転をする義務を負わない。ただし、その支配をする者が悪意又は重大な過失によりその支配の移転を受けたときは、この限りでない。

【意見】

賛成する。ただし、1項については、（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）」は削除する。

【理由】

紙の船荷証券については、その他の記名証券型（裏書禁止型）を除き、善意取得に関する規定が用意されているところ、電子船荷証券記録を用いた取引においても、船荷証券を用いた場合と同様に取引の安全が担保されるべきであるため、同様に善意取得に関する規定を設けることは相当と考えられる。

電子船荷証券記録は、民法上の「物」ではないため、紙の船荷証券に係る返還請求権と同様の請求権が発生するとは考え難く、善意取得に関する規定を置く前提として、第1項のとおり、当該電子船荷証券記録上の権利を適法に有しながらその支配を失った者から支配をする者への返還請求権を別途規定することは相当と考えられる。

このような返還請求権は、善意取得の規定が適用されない電子裏書禁止型の電子船荷証券記録を支配していた者にも認められるのが相当と考えられる。

(12) 民法第520条の6及び第520条の16に相当する規定

運送人は、電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）に記録した事項及びその電子船荷証券記録の性質から当然に生ずる結果を除き、その電子船荷証券記録の支配が移転する前の支配をする者に対抗することができた事由をもってその支配をする善意の者に対抗することができない。

【意見】

賛成する。

【理由】

電子船荷証券記録についても、その他の記名証券型（裏書禁止型）に相当する類型を除いては、債務者の抗弁の制限を定める民法第520条の6及び第520条の16に相当する規律を設けることは相当と考えられる。

(13) 民法第520条の7及び第520条の17

別途規定は設けない。

【意見】

賛成する。

【理由】

電子船荷証券記録そのものは固有の「財産権」には当たらないことを前提としているため、電子船荷証券記録そのものを質権の目的とすることはできないとすることは相当と考えられる。

(14) 民法第520条の8

電子船荷証券記録には適用しない。

【意見】

賛成する。

【理由】

民法第520条の8は、弁済の場所に関する規定であり、そもそも紙の船荷証券にも適用がされないと考えられる。電子船荷証券記録には適用しないことは相当と考えられる。

(15) 民法第520条の9に相当する規定

運送人は、その債務の履行について期限の定めがあるときであっても、その期限が到来した後に電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）を支配する者がその電子船荷証券記録に記録された事項を表示したものを提示してその履行を請求した時から遅滞の責任を負う。

【意見】

賛成する。

【理由】

受戻証券性を定める商法第764条の規定により、船荷証券と引換えでなければ、運送人が遅滞の責任を負うことはないため、紙の船荷証券においても民法第520条の9が適用されることはなく、これに相当する規律を設ける必要はないのではないかとの意見がある。しかしながら、民法第520条の9は、遅滞の責任を負わせるには証券の提示が必要であるという有価証券の性質の一つを定めるものであり、紙の船荷証券、さらには船荷証券と同様に受戻証券性が規定されている手形・小切手においても民法520条の9が適用されることに争いはないとされる。

電子船荷証券記録については、支配をする者がその支配を債務者に示す

ことが提示と観念できるのであり、受戻証券性を定める商法第764条と全く同じ趣旨の規定であるとはいえ、船荷証券及び電子船荷証券記録についても、上記のような性質があることを確認しておく意義はあるものと考えられる。

(16) 民法第520条の10に相当する規定

運送人は、電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）を支配する者及びその電子署名の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わない。ただし、運送人に悪意又は重大な過失があるときは、その弁済は、無効とする。

【意見】

賛成する。

【理由】

民法第520条の10を準用する規定を設けることが相当と考えられる。

(17) 民法第520条の11及び第520条の12

電子船荷証券記録には適用しない

【意見】

賛成する。

【理由】

電子船荷証券記録においては、紙の船荷証券とは異なり、電子船荷証券記録を紛失して他の者がその支配をするに至るといった事態は通常では考え難い上に、何らかの理由によってシステムにアクセスすることができなくなったような場合には、そのシステムを提供する者との間で解決が図られることが想定される。

また、システムに問題が生じてデータが全て消失するといったことも理論上は考えられるが、そのような場合にも、そのシステムを提供する者を含む関係当事者間で解決が図られることが想定され、例えば、システムの利用規約に何らかの定めがされたり、いわゆる保証渡しのような工夫をすることによって対応したりすることが想定される。

電子船荷証券記録については、喪失の手続に関する規定を置かないことは相当と考えられる。

(18) 国際海上物品運送法第7条の改正

国際海上物品運送法第7条の規律を次のように改めるものとする（下線部は改正箇所を意味する。）。

- ① 荷受人又は船荷証券所持人若しくは電子船荷証券記録を支配する者は、運送品の一部滅失又は損傷があつたときは、受取の際運送人に対しその滅失又は損傷の概況につき書面又は電磁的方法による通知を発しなければならない。ただし、その滅失又は損傷が直ちに発見することができないものであるときは、受取の日から三日以内にその通知を発すれば足りる。
- ② 前項の通知がなかつたときは、運送品は、滅失及び損傷がなく引き渡されたものと推定する。
- ③ 前二項の規定は、運送品の状態が引渡しの際当事者の立会いによつて確認された場合には、適用しない。
- ④ 運送品につき滅失又は損傷が生じている疑いがあるときは、運送人と荷受人又は船荷証券所持人若しくは電子船荷証券記録を支配する者とは、相互に、運送品の点検のため必要な便宜を与えなければならない。

【意見】

賛成する。

【理由】

船荷証券所持人が主体となっている定めについては、これと並列する形で電子船荷証券記録を支配する者を加えることは相当と考えられる。

また、第1項の「書面による通知」を書面に限る合理的な理由はなく、また、実務では既に電子メール等の電磁的な方法が用いられていることから、「電磁的方法」についても明文上認めることは相当と考えられる。

(19) その他

上記(1)から(18)までのほか、商法、民法及び国際海上物品運送法において、明示的に「船荷証券」を規律する規定としては、商法第563条（介入権）、同第741条（荷受人の運送賃支払義務等）、同第756条（個品運送契約に関する規定の準用等）、同第770条（海上運送状）、同第809条（共同海損となる損害又は費用）、国際海上物品運

送法第9条（責任の限度）、同第11条（特約禁止）、同第12条（特約禁止の特則）、同第14条、同第15条（商法の適用）、同第16条（運送人等の不法行為責任）等の規定が存在するところであるが、これらについては、基本的には、①「船荷証券」と並記する形で「電子船荷証券記録」を追加する、②「船荷証券所持人」と並記する形で「電子船荷証券記録を支配する者」を追加する、③それらに伴い、船荷証券に係る「記載」、「交付」といった用語に、電子船荷証券記録においてそれらに相当する「記録」、「発行」、「支配の移転」といった用語を追加する、④船荷証券に関する既存の商法の規定を準用する規定について、準用の対象にそれらに相当する電子船荷証券記録の条項を追加するといった所要の整備を行う。

【意見】

賛成する。

【理由】

商法、民法及び国際海上物品運送法において、明示的に「船荷証券」を規律する規定に、電子船荷証券記録に適する追加及び修正を行うことは相当と考えられる。

（第7 電子船荷証券記録を支配する者に対する強制執行に関する規律の内容）

電子船荷証券記録を支配する者に対する強制執行に関する規律の内容については、次のいずれかの案によるものとする

【甲案】

① 運送人及び電子船荷証券記録を支配する者は、運送品の引渡しに係る債権に関する強制執行その他の処分の制限がされた場合において、その旨を知ったときは、遅滞なく、その旨を電子船荷証券記録（これに付随する電磁的記録を含む。）に記録しなければならない。ただし、運送人及び電子船荷証券記録を支配する者がその記録をすることができないときは、この限りでない。

② 〔【甲-1案】運送品の引渡しに係る債権に関する強制執行その他の処分の制限がされたとき／【甲-2】前項の記録がされたとき〕は、電子船荷証券記録は、その効力を失う。

【乙-1案】（注1）

① 電子船荷証券記録が発行されている場合における運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行又は民事保全に関する民事執行法第143条第1項（民事保全法第50条第1項で準用される場合を含む。）の規定の適用については、動産執行の目的となる有価証券が発行されているものとみなすことにより、運送品の引渡しに係る債権は、強制執行等の対象にはならないものとする。

② 電子船荷証券記録を支配する者の債権者は、電子船荷証券記録を支配する者の運送人に対する船荷証券への転換請求権を代位行使することができるものとし、その場合には、当該電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引き換えにすることは要しないものとする。

（注1）前記第4の2において乙案を採用する場合においてのみ採用し得る。

【乙-2案】

① 電子船荷証券記録が発行されている場合における運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行又は民事保全に関する民事執行法第143条第1項（民事保全法第50条第1項で準用される場合を含む。）の規定の適用については、動産執行の目的となる有価証券が発行されているものとみなすことにより、運送品の引渡しに係る債権は、強制執行等の対象にはならないものとする。

②' 電子船荷証券記録を使用、収益又は処分する権利に対する強制執行がされた場合には、債権者は、当該電子船荷証券記録を支配する債務者に対し、その支配の移転を自己に対してすることを求めることができる。

【丙案】

運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行がされた場合には、債権者は、当該電子船荷証券記録を支配する債務者に対し、その支配の移転を自己に対してすることを求めることができる。

【丁案】

電子船荷証券記録を支配する者に対する強制執行に関して、特段の規律は新設しない。

【意見】

丙案に賛成する。

なお、強制執行の対象は「運送品の引渡しに係る債権」とすべきである。

【理由】

1 甲案と乙案・丙案の異同は、船荷証券記録を支配する者の利益、更には取引の安全と、債権者の利益、強制執行手続の実効性の確保のいずれを重視するのかという価値判断の問題である。丁案は、甲乙丙いずれも難点があることを理由に立法的解決を放棄し、解釈に委ねる考え方である。

2 甲案は、強制執行手続の実効性を優先し、「運送品の引渡しに係る債権」への差押え等がなされると、電子船荷証券記録の効力が失われるとする。

乙案は、電子船荷証券記録を支配する者の利益を優先し、電子船荷証券記録が発行されている場合は、既存の強制執行手続等の対象から除外し、新たな措置を設ける考え方である。

また、丙案は、電子記録船荷証券記録への差押えは「運送品の引渡しに係る債権」への差押えであることを認めつつも、甲案と異なり電子船荷証券記録の効力を失わせることはせずに、その支配の移転を認める考え方である。

3 甲案は、強制執行の実効性を確保するものであるが、差押命令の効果として電子船荷証券記録の効力が失われること、及び、失効するとしながら、差押命令等を受けた運送人等に再度電子船荷証券記録（これに附随する電磁的記録を含む。）への記録を求めることの理論的な説明が困難である。端的に、債権者に、電子船荷証券記録を支配する債務者に対し、その支配を自己に移転することを求めることができる、という規定を設ければ足りる。この丙案は、電子船荷証券記録が紙の船荷証券の場合と同等の法律関係を形成するという観点からも相応しい考え方でもある。したがって、丙案を採用すべきである。

丙案に対しては、債務者が協力しなければ実効性に乏しく、結局は、債務者が電子船荷証券記録の支配をしたままの状態が続くこととなりかねないとの批判がある。しかし、運送人にも差押命令は送達されるのであるから、運送人は差し押さえられたことは知りうる状態にあるのであって、事実上、債務者に船荷が引き渡される可能性は低下するであろうし、債務者が協力しない場合には、債権者は間接強制（民執

172条)等の方法での対応も可能である。

なお、乙案、とりわけ乙-2案は丙案と同様の内容を実現しようとする考え方であるが、従来の動産又は債権執行のいずれの対象にもならないという前提自体に疑問があり、採用できない。

(第2部 その他の商法上の規定の見直し)

(第1 海上運送状に関する規定の見直し)

商法第770条第3項の規律を次のように改めるものとする。

第一項の運送人又は船長は、海上運送状の交付に代えて、荷送人又は傭船者の承諾を得て、海上運送状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該運送人又は船長は、海上運送状を交付したものとみなす。

【意見】

賛成する。

【理由】

現行商法上、海上運送状の交付に代えて海上運送状に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、法務省令で定めるところにより、荷送人又は傭船者の承諾を得るものとされている(商法第770条第3項)。その委任を受けた商法施行規則第12条第1項においては、「あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない」としており、「電磁的方法の種類及び内容」についてもその内容を規律している。この点、本意見書[4]ページ(第1部 第2「1 電子船荷証券記録を発行する場面の規律」①)においては、相手方(荷送人又は傭船者)の承諾について特定の方式を要求することも考えられるものの、相手方の承諾について特定の方式を要求することはしないとの提案に賛成している。

海上運送状の発行時の上記の承諾の方式に係る規律を維持すべきか検討するに、本場面でも上記本意見書4ページにて検討した規律の複雑化を避ける等の要請は同様に働くため、商法第770条第3項を改正し、海上運送状についても、その発行時の相手方(荷送人又は傭船者)の承諾について特定の方式を要求しないとするのが相当と考える。

(第2 複合運送証券に関する規定の見直し)

電子化された複合運送証券（「電子複合運送証券」と呼称する。）について、商法第769条に相当する規定として、次のような規律を設ける。

① 運送人又は船長は、船積みがあった旨を記載した複合運送証券又は受取があった旨を記載した複合運送証券の交付に代えて、荷送人の承諾を得て、船積みがあった旨を記録した電子複合運送証券記録（以下「船積電子複合運送証券記録」という。）又は受取があった旨を記録した電子複合運送証券記録（以下「受取電子複合運送証券記録」という。）を荷送人に発行することができる。

② 電子船荷証券記録の規定の内容に応じて、準用規定を設けるなどして所要の整備を行いつつ、電子複合運送証券記録固有の法定記録事項として、「発行地及び到達地」を加える。

【意見】

賛成する。

【理由】

船荷証券に関して電子船荷証券記録の法制化を行うのであれば、複合運送証券についても同様に電子化を進めることが妥当であると考えます。本提案においては、商法769条を基に、電子化された複合船荷証券についての規律がなされている。

なお、具体的な制度設計については、「② 電子船荷証券記録の規定の内容に応じて、準用規定を設けるなどして所要の整備を行いつつ」とされているため、同所要の整備について、その検討状況については引き続き注視する必要があります。

（第3 倉荷証券に関する規定の見直し）

倉荷証券についても、電子船荷証券記録と同様の内容でその電子化を検討することでどうか。

【意見】

賛成する。

【理由】

この点、船荷証券とは利用される場面は異なるものの、電子化のニーズは船荷証券と同様に存在するとされている。そこで、船荷証券についても、その電子化のための法整備の要否及びその内容について検討していくことは有意義であると考えます。

そのうえで、仮に、倉荷証券についても、その電子化のための法整備を行うこととする場合には、船荷証券と倉荷証券とでは利用される場面等が異なっているが、電子船荷証券記録については、MLETR等を参考に国際的な調和のとれる内容を検討していることから、その検討内容は、倉荷証券の電子化においても十分に参考になるものと考えられるし、倉荷証券も船荷証券も、同じく商法を根拠とするものである以上、電子化する場合の規律についても、可能な限り共通していることが望ましいとの意見に賛成する。

以 上